

## インターネット・E-mail 運用要領

(目的)

- 第1条 この要領は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第13条第1項第1号の規定により、インターネット・E-mail の運用について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 インターネット・E-mail の機能については、インターネット・E-mail を利用した学校教育活動を支援し、インターネットの教育活用を促進するものとする。
- 第3条 “EDU-QUAKEさが”運用要綱第2条第2項に該当するID利用者は、インターネット・E-mail を利用することができる。
- 第4条 対象とする情報は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第3条の規定を適用する。
- 第5条 利用時間は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第4条の規定を適用する。
- 第6条 インターネット・E-mail のユーザIDを取得、継続又は廃止しようとする者は、「インターネット・E-mail 申請諸」(様式1-1号)を所長に提出する。  
また、申請書の記載事項に変更が生じた場合は、同様に、「インターネット・E-mail 申請書」(様式1-1号)を、変更事項を記載のうえ、所長に速やかに提出する。
- 第7条 所長は、前条の申請内容を審査し適当と認められた場合は、これを承認し「インターネット・E-mail 承認書」(様式1-2号)を交付する。
- 第8条 インターネット・E-mail のユーザID及びパスワードの管理は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第7条の規定を適用する。
- 第9条 インターネット・E-mail の運用に際しては、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第8条の規定を適用する。
- 第10条 インターネット・E-mail のユーザIDの取り消しについては、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第10条の規定を適用する。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### “EDU-QUAKEさが”運用要綱第13条に定める別規程

所長は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第13条に基づき下記のことを行うことができることとする。

- 1 E-mail の利用について
  - (1) 指定した日数(90日)を経過してもサーバに残っているメールの削除
  - (2) ウイルスが検出されたメールの中継停止または添付ファイルの削除
  - (3) SPAMメール等の不正なメールの中継停止または受信制限なお、学校教育活動上の事情によりID利用者から事前に申し出があった場合、一定期間、上記の処置を保留することができる。
- 2 学校用ホームページの運用について  
廃校により学校が資格者でなくなる場合、学校教育活動上の事情によりID利用者から事前に申し出があれば、所長が許可する機関、ユーザIDの取り消しと登録された内容の削除の処置を保留することができる。廃校後は、当該校の設置者がID利用者となる。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する
- 2 改正 平成16年10月1日

参考資料

### “EDU-QUAKEさが”利用上の注意点について

本システムの利用にあたっては、次のことは特に留意してください。

- 1 アカウントの利用  
本システムにおけるアカウントは、利用者を県内の「学校の教職員」「社会教育機関の職員」「教育行政機関の職員」「その他センター所長が認めた者」のみとしており、対象とする情報は、「教育実践に関する情報」「教育研究に関する情報」「教育行政に関する情報」に限られます。  
例えば、メールアカウントをプライベートな情報送受信やネット上でのショッピング、オークション、懸賞、アンケート等々には利用しないようにお願いします。
- 2 情報の利用  
当教育センターのWebページ上のデータの著作権は、著作権法および国際著作権条約の規定により保護されています。情報の利用にあたっては次のことに注意が必要です。
  - (1) 当教育センターのWebページ上のデータの著作権は、佐賀県教育センターに帰属します。ただし、学校用ホームページや「教育のひろば・さが」内のWebサイトの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。使用にあたっては、それぞれの著作権者の承諾を得ることが必要です。
  - (2) 電子メールや電子掲示板での個々の発言に関する著作権は、発言者にあります。発言者に無断で自分の発言として転載することは、著作権を侵害することになるので、使用にあたっては、発言者の承諾を得ることが必要です。
- 3 情報の発信  
学校用ホームページや「教育のひろば・さが」の掲載に関しては、次のことに注意が必要です。
  - (1) 学校用ホームページや「教育のひろば・さが」等に他人の著作物(文章、絵画、写真、音楽等)を利用する場合には、著作権に十分配慮しなければなりません。したがって、他人の著作物を掲載する場合には、原則としてその著作権者から許諾を得る必要があります。例えば、児童生徒が学校の授業時間に制作した作品等も、児童生徒の著作物だと考えられます。したがって、学校用ホームページや「教育のひろば・さが」に児童生徒の作品を利用する場合は、制作者の承諾を得てから掲載する必要があります。
  - (2) 学習の様子を写した写真の中の児童生徒には、肖像権があります。したがって、保護者の承諾を得てから掲載する必要があります。承諾が得られても、氏名(フルネーム)の掲載、大写しの写真など個人を特定するような情報は掲載しないようにすべきです。写真は大写しにせず、しかも、正面から撮らないようにするなどの配慮が必要です。

## “EDU-QUAKEさが”運用要綱

第1条 この要綱は、佐賀県教育センター（以下「教育センター」という。）が設置する佐賀県教育情報システム“EDU-QUAKEさが”（以下「本システム」という。）の円滑な運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本システムを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本システムのユーザIDを取得した利用者（以下「ID利用者」という。）
- (2) その他の利用者（以下「一般利用者」という。）
- 2 本システムのユーザIDを取得できる者（以下「資格者」という）は、原則として県内の公立学校及び次の各号に該当する県内在住者又は勤務者とする。
  - (1) 学校の教職員
  - (2) 社会教育機関の職員
  - (3) 教育行政機関の職員
  - (4) 教育研究機関の職員
  - (5) その他教育センター所長（以下「所長」という）が認めた者
- 3 一般利用者は、インターネット経由で本システムを利用することができる。

第3条 本システムで取り扱う情報は、次の各号に該当する情報に限る。

- (1) 教育実践に関する情報
- (2) 教育研究に関する情報
- (3) 教育行政に関する情報

第4条 本システムは、年間を通して0時から24時の終日運用するものとする。ただし、保守・点検又は復旧作業を行うために運用を停止することがある。

第5条 本システムのユーザIDを取得又は廃止しようとする資格者は、別に定める要領による。

第6条 所長は、前条の申請内容を審査し適当と認めた場合は、これを承認する。

第7条 ID利用者は、ユーザID及びパスワードの管理について責任を負う。

- 2 ID利用者は、ユーザID及びパスワードを第三者に譲渡又は使用させたり、売買、名義変更等することはできない。
- 3 ユーザID及びパスワードの紛失や盗難にあった場合は、当該ID利用者は速やかに所長に届け出る。
- 4 ユーザID及びパスワードの使用上の過失や第三社者の使用によって損害が生じた場合は、当該ID利用者がその使用に関わる一切の責任を負う。

第8条 利用者は第3条の規定に該当する情報を取り扱うものとし、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 著作権やその他の権利を侵害する行為
- (2) 法令に違反する行為又は違反のおそれのある行為
- (3) 営利を目的とする行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 教育センター及び他の利用者に不利益を与える行為
- (6) 本システムの運用を妨げる行為

- (7) 接続先の規約等に違反する行為
- (8) 公序良俗に違反する行為
- (9) その他所長が不相当と判断する行為

第9条 所長は、本システムに登録された内容がこの要綱の規定に違反するか、又は違反するおそれがあると判断した場合、利用者に通知することなくその内容を削除することができる。

第10条 所長は、ID利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、承認を取り消すことができる。

- (1) ID利用者がこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 本人から利用についての廃止申請があった場合
- (3) 資格者でなくなった場合

第11条 本システムの運用、停止又は中断等によって利用者に損害が生じた場合、教育センターはその責任を負わない。

- 2 本システムの利用によって、他の利用者又は第三者に損害を与えた場合は、当該利用者の責任において解決するものとし、教育センターはその責任を負わない。
- 3 本システムの利用によって生じた損害や諸問題は、当該利用者の責任に帰するものとし、教育センターはその責任を負わない。
- 4 本システムに登録される情報の正確さや有用性について、教育センターは保証しない。

第12条 その他本システムの運用について必要な事項は、次の各号の要領に定める。

- (1) インターネット・E-mail運用要領
- (2) 学校用ホームページ運用要領
- (3) 「教育のひろば・さが」運用要領
- (4) 児童生徒用E-mail運用要領
- (5) EDQテレビ会議システム運用要領

2 所長は、利用者に通知することなく本システムの内容、設定条件及び要綱等を変更することがある。

第13条 この要綱に定めるもののほか、本システムの運用について必要な事項は、所長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成6年11月10日から施行する
- 2 平成9年10月1日改正
- 3 平成13年4月1日改正
- 4 平成14年5月1日改正
- 5 平成16年4月1日改正
- 6 平成16年10月18日改正
- 7 平成23年2月1日改正